

# 品川区新型インフルエンザ事業継続計画

(第2版)

平成21年 4月制定

平成23年 3月改訂

品 川 区

# 目 次

## 第1章 品川区事業継続計画の基本方針

1. 目的	3
2. 基本方針	3
3. 取り組みの経緯	5
4. 事業継続計画の特徴	6
5. 適用範囲	7
6. 事業継続計画の発動	7
7. 業務分類	8

## 第2章 事態想定

1. 新型インフルエンザについて	9
2. 被害想定	10

## 第3章 事業継続の体制

1. 組織体制	12
2. 緊急時の各事業部等の主な任務	13
3. 発生段階に応じた体制	15
4. 新型インフルエンザ発生(国内発生)時の具体的初動体制	16
5. 情報収集・発信	18
6. 職員の服務等	21
7. 区関連施設・指定管理者施設の対応	22
8. 庁舎内各施設との連携対応	22
9. 委託事業者等への協力要請	22
10. 庁舎内のごみの回収	23
11. 備蓄品	23

## 第4章 業務選定

- |             |    |
|-------------|----|
| 1. 業務選定基準   | 24 |
| 2. 各業務の対応期間 | 25 |

## 第5章 事業継続のための環境づくり

- |              |    |
|--------------|----|
| 1. 職員の感染予防対策 | 26 |
| 2. 庁舎機能維持    | 27 |
| 3. 人員の確保     | 28 |

## 第6章 ライフラインの確保等

- |                |    |
|----------------|----|
| 1. ライフラインの確保対策 | 30 |
| 2. 埋火葬対策       | 30 |

## 第7章 効果的な運用体制

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. 継続的改善                           | 32 |
| 2. 教育・訓練                           | 32 |
| 3. 業務継続マネジメントシステム(BCM)による事業継続計画の推進 | 32 |

## [参考・新型インフルエンザ関連資料]

- 資料1 部課別事業継続計画(概要)(平成21年4月)
- 資料2 新型インフルエンザ(弱毒性)感染者が区内発生した場合の対応について(平成21年5月)
- 資料3 新型インフルエンザ様症状発症時の保育園・学校等の対応について(平成21年7月)
- 資料4 新型インフルエンザ流行期のインフルエンザマネージャーの手引き(平成21年6月)
- 資料5 新型インフルエンザ国内発生時の庁舎管理対策レイアウト図(平成21年4月)
- 資料6 秋以降の感染拡大に向けた新型インフルエンザ対策の実施方針(平成21年9月)
- 資料7 新型インフルエンザ対策代替応援職員動員・配置計画概要版(平成21年10月)

# 第1章 品川区事業継続計画の基本方針

---

## 1. 目的

---

新型インフルエンザは、過去に人が感染したことがない全く新しいタイプのインフルエンザである。新型インフルエンザに対して現代人は免疫を持っていないため、世界中で大流行(パンデミック)するといわれており、平成21年(2009年)4月にメキシコで発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)は、弱毒性と言われているが、瞬く間に世界的規模で流行した。今後、ウィルスの病原性の変異や強毒性といわれる鳥インフルエンザ(H5N1)の流行も懸念されている。

わが国における新型インフルエンザに対する取組みについては、平成17年5月「WHO 世界インフルエンザ事前対策計画」が示されて以来、これまでに国や都において、新型インフルエンザ対策行動計画やガイドライン等が策定されている。

品川区としても、住民に身近な自治体として、新型インフルエンザ発生時に感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないための対策を実施する必要がある。

このため、限られた人員で必要な業務を継続できるよう、優先的に取り組むべき業務や、継続・縮小・休止する業務を選定し、発生状況に応じた対策や人員計画等を内容とする事業継続計画(BCP)を、平成21年4月に「品川区新型インフルエンザ対策事業継続計画」として定めた。

この品川区BCPに基づき、同年4月にメキシコで発生し感染拡大した新型インフルエンザに対し、区として、感染症対策本部および危機管理対策本部を迅速に立ち上げ、感染状況や症状等に応じて、様々な対応策を柔軟かつ的確に実施し、感染拡大と区民生活への影響を最小限に抑えたものである。

国および東京都においても、この間の対応や経験を踏まえ、平成22年3月に、「厚生労働省業務継続計画～新型インフルエンザ編～(第1版)」および「都政のBCP(東京都事業継続計画) 新型インフルエンザ編」が策定された。都からは、併せて「区市町村BCP策定ガイドライン(新型インフルエンザ対策編)」が示された。これらの計画およびガイドラインを踏まえ、今回改訂するものである。

なお、東京都では、「都政のBCP」に基づき、「東京都各局のBCP」を策定し、継続・縮小・休止業務の明確化や人員計画の具体化などを図る予定である。また、新型インフルエンザの性状や国の対策に変更が生じる場合なども想定されるため、本事業継続計画は、今後の状況等の変化に対応し、適時必要な見直しを図っていく。

## 2. 基本方針

---

品川区における業務そのものが区民生活と密接な関わりを有しているため、新型インフルエンザの発生時には、適切な対応が求められる。多くの区民が感染の危険にあると同時に、区職員についても同様に感染の危険にさらされるため、区は、常に新型インフルエンザに関する最新の正確な情報提供と感染の危険性を、区民および区職員へ周知する必要がある。

そのため、区として、図表1-1に示す3点を基本方針とし、区民、事業者、国・東京都等と連携して、新型インフルエンザ発生時における、想定される被害の軽減と、発生が予想される様々な事態への対応策を実施する。

図表 1-1 区の基本方針

- A. 感染拡大抑制を図り区民の生命と健康を守る**
- B. 区民生活と都市機能を維持する**
- C. 区役所の必要最小限の機能を維持・確保する**

**A. 感染拡大抑制を図り区民の生命と健康を守る**

**(1) 感染防止の徹底**

- 感染予防の啓発(手洗い・咳エチケットなどの普及・啓発)
- リスクコミュニケーションの確立(区民への迅速・的確な情報提供等)
- 感染拡大の防止(学校・保育園等の休業、イベントの自粛要請等)

**(2) 保健医療体制の強化**

- 相談体制等の強化(相談・サーベイランス体制の強化)
- 区内医療機関への支援(迅速・的確な情報提供等)

**B. 区民生活と都市機能を維持する**

**(1) 区民生活の維持**

- 区民生活の支援(生活必需品の安定供給、福祉施設の運営等)
- 事業者の支援(中小企業対策、事業者のBCP策定支援等)

**(2) 都市機能の確保**

- ライフライン機能の維持(清掃事務所などの機能維持)
- 区民の安全・安心の確保(警察、消防の機能維持支援等)
- 区の危機管理体制の確立(迅速・的確に対応する体制の確立)

**C. 区役所の必要最小限の機能を維持・確保する**

**(1) 各種システムの維持**

- 庁内基幹系情報システムおよび住民基本台帳・福祉系等情報システムを維持する体制の整備
- 外部からの区ホームページ等へのアクセス数の増加によるシステム障害に備えた、システム拡張やバックアップ体制の検討

**(2) 庁舎管理対策**

- 庁舎内の感染拡大防止(庁舎の入口制限、窓口業務の集中化など)
- 職員の確保(インフルエンザマネージャーの設置、応援体制の整備、通勤方法・勤務時間の柔軟な対応、駐車場の確保など)
- 委託事業者等との連携
- 1) 業務継続のための関係事業者への要請・支援(庁舎の維持管理事業者との連携、資機材の備蓄、BCP策定支援など)
- 2) 指定管理者、委託事業者への要請等(施設休業もしくは事業継続等の協力要請等)

### 品川区新型インフルエンザ対策行動計画との関係

品川区事業継続計画(BCP)は、新型インフルエンザ流行時に、継続する業務を特定し、それらの業務を継続するための体制や環境整備等の方針を示すものである。一方、品川区新型インフルエンザ対策行動計画は、主に上記「A. 感染拡大抑制を図り区民の生命と健康を守る」および「B 区民生活と都市機能を維持する」について、感染拡大防止のための応急的な業務の対策を示している。

### 3. 取り組みの経緯

新型インフルエンザの発生に備え区では平成 18 年 3 月に「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、対策を講じてきたところである。さらに、新型インフルエンザが発生した場合に、区として最優先に行うべき業務を事前に定め、最優先業務を滞りなく遂行するための対策をあらかじめ講じておくことを目的として、平成 21 年 4 月に「品川区新型インフルエンザ対策事業継続計画」を策定した。本計画の策定により、新型インフルエンザが発生した場合に、限られた人的資源などを活用し、区民生活に必要な行政サービスの継続を図るものである。

#### (1)品川区の取り組み

品川区のこれまでの取り組みを図表 1-2 に示す。

図表 1-2 品川区の取り組み

平成 18 年 3 月	「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」策定
平成 21 年 4 月	「品川区新型インフルエンザ対策事業継続計画」策定
平成 21 年 5 月	「新型インフルエンザ感染者が区内発生した場合等の対応について」策定
平成 21 年 7 月	「新型インフルエンザ様症状発症時の保育園・学校等の対応方針」策定
平成 21 年 9 月	「品川区新型インフルエンザ対策事業継続計画(増補版)」策定
平成 21 年 9 月	「秋以降の感染拡大に向けた新型インフルエンザ対策実施方針」策定
平成 21 年 10 月	「新型インフルエンザ対策代替応援職員動員・配置計画」策定
平成 23 年 3 月	「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」改訂

#### (2)国の取り組み

国の取り組みについて、図表 1-3 に示す。

図表 1-3 国の取り組み

平成 17 年 11 月	強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)を想定した「新型インフルエンザ行動計画」を策定。(平成 21 年 2 月最終改訂)
平成 20 年 12 月	行動計画に基づき、水際対策やサーベイランスなどの対策別に、10 のガイドラインを策定。(平成 21 年 2 月最終改訂)
平成 21 年 8 月	「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」を策定。 (各省庁はこれに基づき業務継続計画を策定することとした。)
平成 22 年 3 月	「厚生労働省業務継続計画～強毒型新型インフルエンザ編～第 1 版」策定

#### (3)東京都の取り組み

東京都の取り組みについて、図表 1-4 に示す。

図表 1-4 東京都の取組一覧

平成 17 年 12 月	強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)に備えた「東京都新型インフルエンザ行動計画」を策定
平成 19 年 3 月	行動計画に基づく庁内体制および保健医療体制や患者発生時の具体的対策等を定めた「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定
平成 20 年 10 月	「新型インフルエンザ対策会議(議長:副知事)」を設置し、都政のBCP(事業継続計画)の策定や保健医療対策の充実等の総合的な対策を推進
平成 22 年 3 月	「都政のBCP(東京都事業継続計画)<新型インフルエンザ編>を改定(平成 22 年度中に各局別 BCP 策定予定)
平成 22 年 3 月	区市町村が BCP を策定するための標準的なガイドラインとして「区市町村 BCP 策定ガイドライン(新型インフルエンザ対策編)」を策定

#### 4. 事業継続計画の特徴

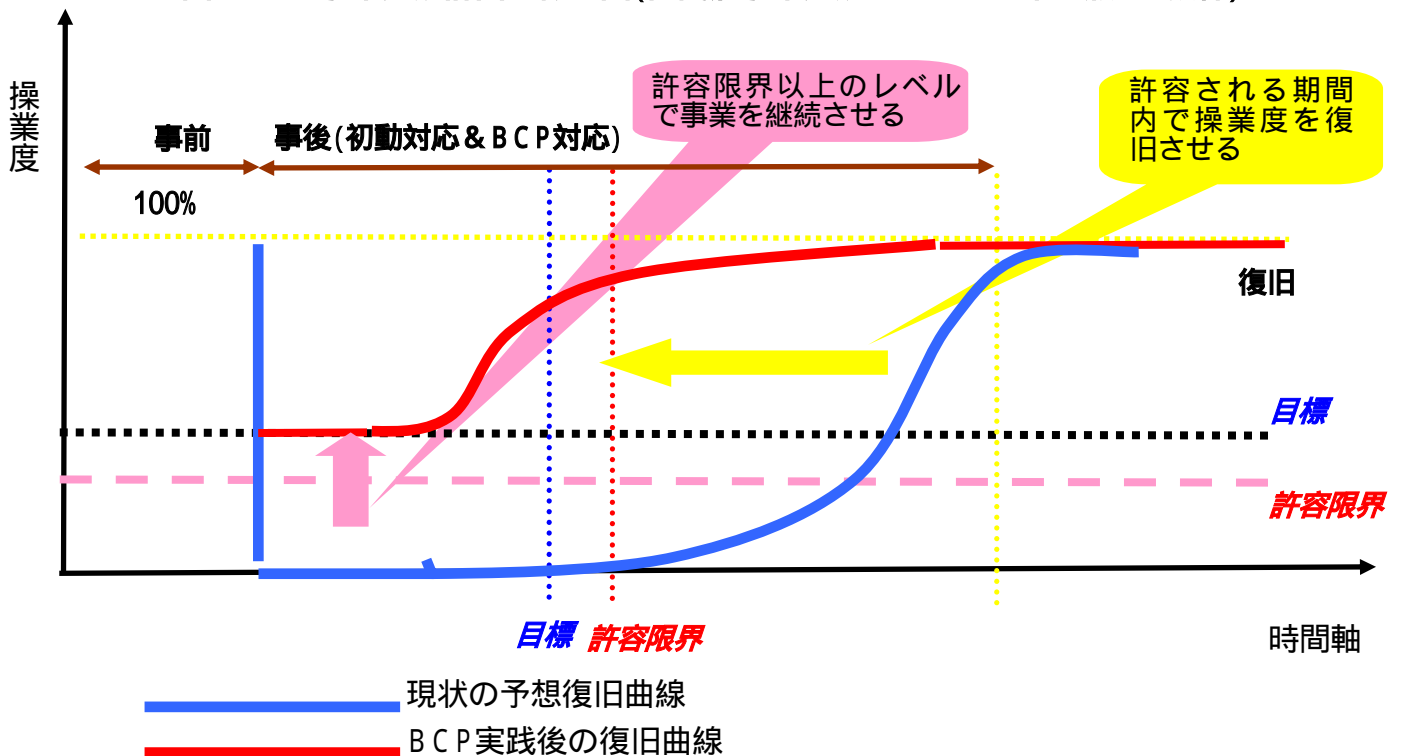
強毒性の新型インフルエンザ発生により、感染拡大・まん延期に最大40%の職員が欠勤する最悪の事態を想定し、実施すべき業務に支障が生じないよう、限られた人員で区政を円滑に継続するために定めた計画である。

学校・保育園等の休業や集会・イベントの自粛要請等については、新型インフルエンザのウィルスの感染力、病原性および治療薬の有効性、さらに職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に実施することで、弱毒性にも対応できる内容としている。

具体的には、各部の主な業務を洗い出し、新型インフルエンザ発生に伴う「新たに発生する業務」、通常業務を「継続する業務」、「縮小する業務」、「休止する業務」に区分し、発生段階や感染拡大状況に応じた対応策を明らかにしている。

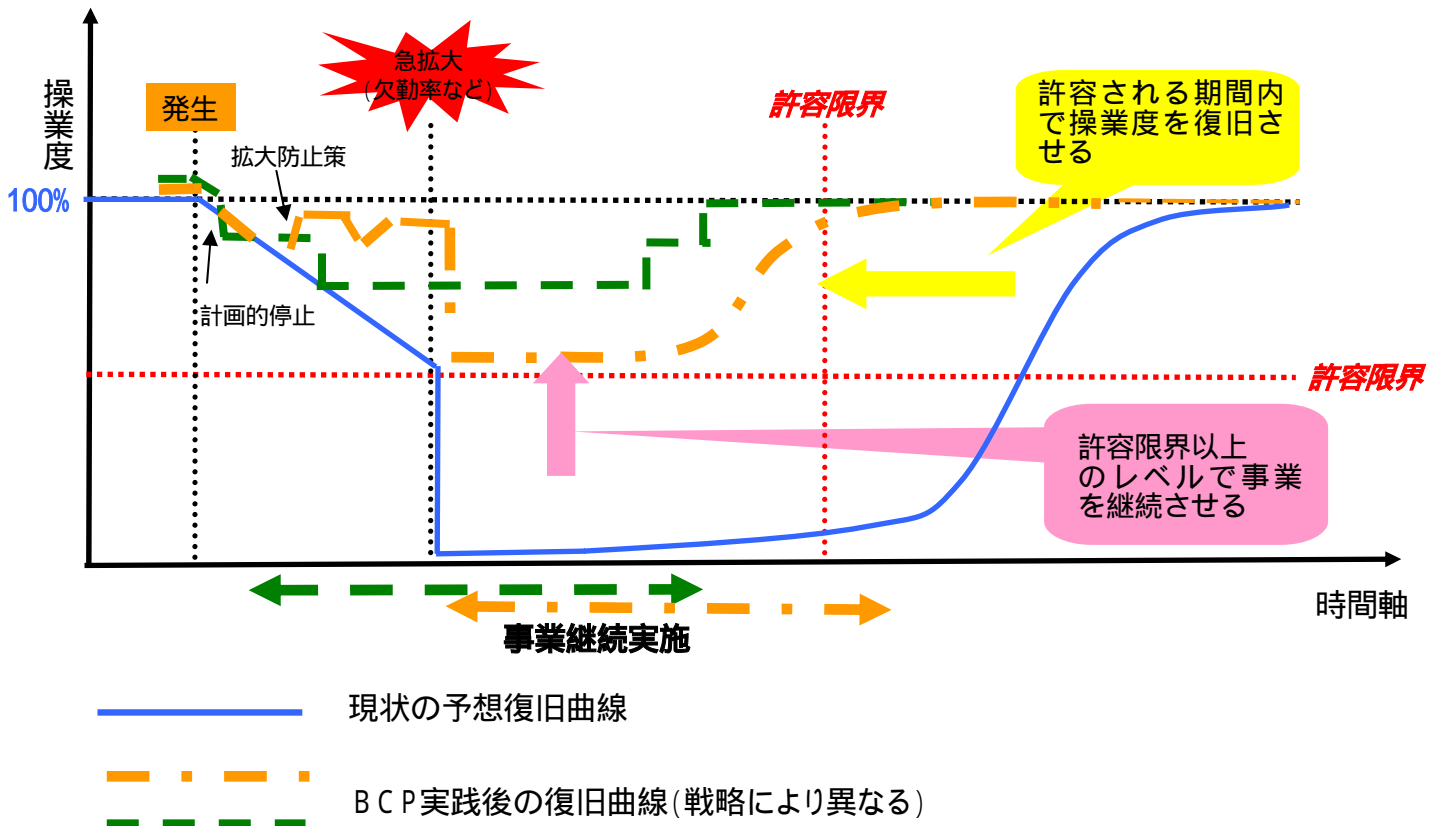
事業継続計画の概念を図表 1-5 に示す。このイメージ図は突発的に発生するリスク(地震など)を主として想定したものである。

図表 1-5 事業継続計画の概念図(内閣府事業継続ガイドライン第二版より抜粋)



新型インフルエンザによる感染症等段階的かつ長期間に渡り被害が発生するリスクに係るイメージを図表 1-6 に示す。

図表 1-6 事業継続計画の概念図 新型インフル等(内閣府事業継続ガイドライン第二版より抜粋)



## 5. 適用範囲

本計画の適用範囲は、以下のとおりとする。

- ・品川区組織規則に定める部および事業部、行政機関(地域センター、保育園、品川区保健所、品川清掃事務所等)
- ・品川区教育委員会事務局設置規則に定める品川区教育委員会事務局
- ・品川区選挙管理委員会規程に定める品川区選挙管理委員会事務局
- ・品川区監査委員条例に定める品川区監査委員事務局
- ・品川区議会事務局設置条例に定める品川区議会事務局

また、区の業務に影響が生じないようにするためには、区の業務を受託している事業者や指定管理者等に対しても事業継続の検討を進める必要がある。今後、これらの受託事業者や指定管理者等に対し、委託や指定管理等の状況に応じ、区の緊急時優先業務選定結果の実現や、事業継続計画を策定することなどについて、各主管課から働きかけるものとする。

## 6. 事業継続計画の発動

事業継続計画発動の時期は、全庁的な指揮・命令体制を講じる統一した組織として設置する「品川区危機管理対策本部」が、WHOのフェーズ、国および東京都、近隣自治体の状況等の各種情報を収集・勘案し、本部長である区長が決定する。

その後発生段階に応じ、危機管理対策本部は、全庁的な視点から業務の継続、停止等について、

「1. 基本方針」に沿って決定する。

各事業部長・部長等は、危機管理対策本部の決定を踏まえ、事前に定めた課ごとの緊急時優先業務選定基準により具体的な停止業務、縮小業務を選定する。

これに伴い、停止および縮小業務にかかる人員は、原則、応援・交代要員として可能な限り緊急時優先業務に従事する。

また、業務再開および緊急時優先業務の縮小や平常時への復帰に関する判断は、危機管理対策本部が全庁的な視点から判断を行い、これを踏まえ、各部長・事業部長等が、具体的な業務再開や緊急時優先業務の縮小を決定する。

なお、本計画の発動停止ならびに区としての終息宣言は、危機管理対策本部が感染者の動向、国および東京都、近隣自治体の状況等の各種情報を収集・勘案し決定する。

## 7. 業務分類

---

### (1) 業務区分の考え方

新型インフルエンザ発生時には、対策本部を設置し、感染拡大防止策の周知や相談業務などの新たに発生する業務を実施しなければならない。

また、通常業務については、職員の出勤状況に応じ限られた人員体制で実施するため、全ての業務について優先度を定め、必要不可欠な業務が継続できるよう、継続すべき業務と縮小・休止すべき業務に区分する。新たに発生する業務と継続する業務を緊急時優先業務とする。

詳細は、「第4章 1. 業務選定基準」で示す。

### (2) 目標復旧時間

目標復旧時間とは、上記業務区分の結果や区民との関係等を踏まえ、区にとってその重要業務の停止が許されると考える目標時間のことである。

重要業務を目標復旧時間内に復旧させるためには、求められる様々なハード・ソフト面の整備(復旧)もこの目標復旧時間内に完了させる必要がある。

重要業務を継続していく上で目標復旧時間の設定は必要不可欠であるので、今後影響の重大性の区分および目標復旧時間を設定する必要がある。(「図表 1-5、1-6 事業継続計画の概念図」参照)

## 第2章 事態想定

### 1. 新型インフルエンザについて

新型インフルエンザウィルスは、これまで人には感染しなかった動物や鳥のインフルエンザウィルスが突然変異し、人から人へと感染するようになったウィルスである。この新たなインフルエンザウィルスが感染して起こる病気を総称して「新型インフルエンザ」と呼んでいる。毎年流行する季節性インフルエンザとは異なるものである。

交通網の発達した現代では、新型インフルエンザが出現すると、急速に世界的な大流行(パンデミック)が引き起こされる可能性が高いと考えられている。流行は、1回2~3か月ほどで1年に2~3回繰り返すといわれ、ひとたび大流行が起こると発病者が急増する結果、社会経済に及ぼす影響が大きいと懸念されている。

インフルエンザでは、38℃以上の発熱に加え、頭痛・関節痛などの全身症状が強いといわれている。小児ではまれに急性脳炎(インフルエンザ脳症)、高齢者や抵抗力の低下している人は肺炎を合併するなど、主に小児や高齢者が重症化するおそれがある。

さらに、季節性インフルエンザにはある程度免疫があり、ワクチンもあるが、新型インフルエンザにはほとんどの人が免疫を持っておらず、当初はワクチンもないことから、感染のスピードが速く、中・壮年期の方も重症化することがある。

20世紀において、新型インフルエンザのパンデミック(大流行)は、3回発生しており、いずれも鳥類のインフルエンザウィルスが突然変異したものであり、1918年から1920年に発生したスペインかぜでは、世界での死亡者数が2,000万人から5,000万人とされている。

また、平成21年4月、メキシコで発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)は、弱毒性といわれているものの、瞬間に世界的規模で流行し、国内でも2,000万人程度が感染したものと推計されている。今後、ウィルスの病原性の変異や強毒性といわれる鳥インフルエンザ(H5N1)の流行も懸念されている。

#### 新型インフルエンザ発生段階別フェーズおよび状態

WHO(世界保健機関)によるパンデミックインフルエンザ警報フェーズとは別に、日本では、国内での状況と対策を分かりやすくするため、図表2-1のような表し方をしている。

図表2-1 新型インフルエンザ発生段階別フェーズおよび状態

発生段階	(参考)	状態
(国の平成21年2月改定新型インフルエンザ対策行動計画より)	WHO(世界保健機関)の発生段階	
前段階(未発生期)	フェーズ 1,2A,2B,3A,3B	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生期)	フェーズ 4A,5A,6A	新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)	フェーズ 4B	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	フェーズ 5B, 6B	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態

(各都道府県の判断)	感染拡大期		各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期		各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期		各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)		後パンデミック期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 2. 被害想定

本計画の前提とする被害予測は、最悪の事態を想定し、「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」の流行予測(強毒性の鳥インフルエンザ(A/H5N1)を想定)に基づき、次のとおりとする。

- (1) 区民の約30%が罹患する。
- (2) パンデミック期における区職員の最大欠勤率は、40%とする。
- (3) 一つの流行の波は、2~3か月続き、その後、1年に2~3回繰り返す。

図表 2-2 品川区の人的被害状況(想定)

	東京都	品川区
外来患者数	3,785,000人	105,000人
入院患者数	291,200人	8,080人
死亡者数	14,100人	390人

品川区の人口を約35万人、感染率を人口比30%として想定

(出典:「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」による流行予測)

図表 2-3 パンデミック期に想定される社会経済状況への主な影響等  
(厚労省新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定(一つの例)より抜粋)

事項	想定される状況等
医療サービス	爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源(医療従事者、医薬品、ベッド等)が大きく不足
電気・水道・ガス・熱供給	保守・運用の従業員不足により地域的・一時的に停電等が生じる恐れ
行政サービス	職員不足または感染防止の観点から、窓口業務が中断する恐れ

公共交通	従業員不足により運行本数が減少。外出自粛・通勤手段の変更により、需要が大幅減少
通信	外出自粛や在宅勤務体制への移行等により、電話・インターネットの通信需要が増加
金融	従業員不足等により窓口業務、カスタマーサービスが中断する恐れ。ATM への現金流通が滞り、一時的にサービス中断
食料品・生活必需品の輸入・製造	海外での感染拡大に伴い、食料品等の輸入が一時的に中断。国内での感染拡大に伴い、食料品等の製造が減少
流通(小売、卸売)	従業員不足等により生鮮食料品等の流通も一時的に中断。従業員不足等により物資流通が遅延又は中断。宅配、通信販売等に対する需要が大幅に増加

## 第3章 事業継続の体制

### 1. 組織体制

#### (1) 感染症対策本部の設置

新型インフルエンザの未発生期においては、保健所長を長とし、保健所職員を本部員とした体制により、WHO、厚労省等からの感染症情報を早期かつ的確に把握するため情報収集を行う。

第一段階となる海外発生期になった場合は、区長の指示のもと、危機管理監(総務部長)を長とした感染症対策本部を立ち上げ、WHO、厚労省および東京都の新型インフルエンザに関する情報を収集するとともに、感染拡大に備え、各部・事業部等において、「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」や「品川区新型インフルエンザガイドライン」、「危機管理ガイドライン」、「品川区情報システム業務継続計画」などの計画にもとづき、各種対策の準備を開始する。

#### (2) 危機管理対策本部の設置

国内発生期には、区長を本部長とした「危機管理対策本部」を立ち上げ、庁内の意思決定を一本化し、簡素でスピーディーな対応を実現する。

#### (3) 危機管理対策本部の役割

新型インフルエンザの発生情報等に基づき、各対応計画の発動、指揮命令の変更、各関係機関等との情報共有や連絡調整、復旧活動の発動や終了指示については対策本部で決定し、庁内へ周知する。

また、報道機関等により様々な情報が公表され、情報過多に陥る可能性もあることから、対策本部が発する指示や情報を最優先とする。

なお、職場における感染防止対策の実行責任者として、「インフルエンザマネージャー」を設置する。インフルエンザマネージャーは、職員に対する事前の教育および職員や窓口に来た区民が発病した場合に適切な対応を行う責任者として機能する者である。具体的な業務については、「第5章1. 職員の感染予防対策」に示す。

新型インフルエンザ対策の組織体制を図表3-1に示す。

図表3-1 組織体制

発生段階	体制	本部長	本部員
前段階 (未発生期)	通常の情報収集体制	保健所長	保健所職員
第一段階 (海外発生期)	感染症対策本部	総務部長 (危機管理監)	会計管理者、部長・事業部長、事務局長、教育次長、保健所長、危機管理室長、広報広聴課長、人事課長、防災課長、保健予防課長、その他本部長が指定した者

第二段階 (国内発生早期)	危機管理対策本部	区 長	副区長、教育長、会計管理者、部長・事業部長、事務局長、教育次長、保健所長、危機管理室長、広報広聴課長、人事課長、経理課長、防災課長、保健予防課長、庶務担当課長、その他本部長が指定した者
第三段階 (感染拡大期) (パンデミック期) まん延期 回復期	危機管理対策本部	区 長	同 上
第四段階 (小康期)	感染症対策本部	総務部長	会計管理者、部長・事業部長、事務局長、教育次長、保健所長、危機管理室長、広報広聴課長、人事課長、防災課長、保健予防課長、その他本部長が指定した者

対策本部等設置時において、本部長等が新型インフルエンザに感染した場合の職務代行基準は、図表 3-2 のとおりとする。

図表 3-2 職務代行基準

任 務	指定者	1次代行	2次代行
対策本部長	区 長	副区長(第一順位)	副区長(第二順位)
危機管理監	総務部長	企画部長	防災まちづくり事業部長
危機管理室長	総務課長	人事課長	企画財政課長
インフルエンザ マネージャー	所管課長	庶務担当係長	事前に課長が指定する他の係長

## 2. 緊急時の各事業部等の主な任務

新型インフルエンザ発生時における緊急時の各事業部等の主な任務については下表のとおりとする。各対策実施上の具体的内容については、感染規模等を十分に確認するとともに、東京都および近隣区の対応状況をはじめ関係機関等の動向を踏まえ対策本部内で協議する。

図表 3-3 緊急時の各部・事業部等の主な任務

部・事業部・事務局等	主  な  任  務
会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ対策期間中における会計に関すること。</li> </ul>
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。</li> <li>・危機管理対策本部運営時の財政措置に関すること。</li> <li>・区民、区内事業所等への広報対策に関すること。</li> <li>・報道機関対応に関すること。</li> <li>・各種問い合わせ等への対応に関すること。</li> <li>・情報システムの運用に関すること。</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理対策本部の統括・調整に関すること。</li> <li>・国・東京都および隣接区との情報・連絡体制に関すること。</li> <li>・職員の感染防止に関すること。</li> <li>・職員の出退勤および服務等(勤務の取扱い)に関すること。</li> <li>・職員の罹患状況の取りまとめに関すること。</li> <li>・入庁制限等の庁舎管理に関すること。</li> <li>・各事業部等との連絡調整および情報共有に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・情報収集に関すること。</li> </ul>
地域振興事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の活動状況等の確認に関すること。</li> <li>・ライフライン情報の確認・収集に関すること。</li> <li>・届出・証明事務等の窓口業務に関すること。</li> <li>・町会・自治会等との連絡調整に関すること。</li> <li>・文化スポーツ施設等の運営管理に関すること。</li> </ul>
子ども未来事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立幼稚園・保育園の園児等の感染防止および感染状況の確認に関すること。</li> <li>・区立幼稚園・保育園・児童センター施設の運営管理および衛生管理に関すること。</li> <li>・私立保育園等の感染予防啓発に関すること。</li> </ul>
健康福祉事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設入所者の感染防止に関すること。</li> <li>・福祉施設の運営管理および衛生管理に関すること。</li> <li>・在宅の一人暮らし要介護高齢者等の生活支援等に関すること。</li> <li>・区内社会福祉法人および在宅介護支援センター等との連絡調整および情報提供・収集に関すること。</li> </ul>
品川区保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の感染予防および区職員の感染防止の技術的支援に関すること。</li> <li>・感染状況の実態把握に関すること。(サーベイランス)</li> <li>・新型インフルエンザ相談センターの運営に関すること。</li> <li>・情報収集に関すること。</li> <li>・その他区民の保健衛生に関すること。</li> </ul>

都市環境事業部	・所管施設等の衛生管理に関すること。
品川区清掃事務所	・ごみ・資源の収集・運搬等に関すること。
防災まちづくり事業部	・東京都総務局総合防災部(新型インフルエンザ対策本部)との通信・情報連絡体制の確保に関すること。 ・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。 ・通信設備の維持管理に関すること。 ・備蓄物資の提供に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
教育委員会事務局	・区立小・中学校・小中一貫校の児童・生徒の感染防止に関すること。 ・児童・生徒の感染状況の確認に関すること。 ・校舎の衛生管理に関すること。 ・すまいるスクール・図書館等教育施設の感染予防等管理に関すること。
区議会事務局	・区議会への情報提供および連絡調整に関すること。 ・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。
選挙管理委員会事務局	・選挙管理委員会への情報提供および連絡調整に関すること。 ・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。
監査委員事務局	・監査委員への情報提供および連絡調整に関すること。 ・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。

### 3. 発生段階に応じた体制

#### (1) 海外発生期

区は、最も住民に身近な自治体であることを踏まえ、新型インフルエンザの海外発生時には、区民に対する詳細かつ具体的な情報提供および区民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。具体的には、「感染症対策本部」を設置し、危機管理室が保健所部局および広報広聴課等と連携し、国および東京都から伝達される情報等の収集体制を強化するとともに、国内発生期に至るまでの対応要領や感染拡大防止対策および資器材の準備等を確認する。

#### (2) 国内発生期

新型インフルエンザの国内発生期以降は、区として、「品川区危機管理対策本部」による統一した体制を確保し、全庁的な指揮・命令体制を講じる。

#### (3) 感染拡大期

区役所の業務を本庁舎および第二庁舎(防災センター)に集約し、感染リスクの高い業務における外来者と職員の接触を制限する。詳細は、「第5章 2. 庁舎機能維持」に示す。

特に、多数の人が集まる集会施設・事業、区立学校・幼稚園および保育園等は、原則休止とする。

#### 4. 新型インフルエンザ発生(国内発生)時の具体的初動対応

##### (1) 所属別初動対応

新型インフルエンザ国内発生時の具体的初動体制を図表 3-4 に示す。基本的に、発生当初の毒性等が不明か強毒性の場合の体制であり、毒性等が判明するなどの状況に応じ、体制を柔軟に変更していく。

図表 3-4 所属別初動対応

所属別	実施内容	備考
総務課 危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理対策本部の設置・運営</li> <li>・庁内放送による、区職員および在庁者に対する情報提供および注意喚起</li> <li>・全庁職員への感染防止対策の初動対応指示</li> <li>・東京都への対策開始等通知</li> <li>・来庁者対応要員の配置</li> <li>・法務局、都税事務所および第二建設事務所等への情報提供および来庁者対応等の協力依頼</li> </ul>	来庁者 対応要員：1 か所8名～1 0名程度によ る交代勤務 対応(各課か らの応援派 遣)
広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「品川区緊急時等情報発信マニュアル」に基づく区民等への情報提供</li> <li>・報道機関等への情報提供</li> </ul>	
情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「品川区情報システム業務継続計画」に基づく運用体制の確認・対応</li> <li>・本庁舎3階総合窓口の設置およびパソコン等の設置環境整備</li> </ul>	
人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員出勤情報の把握</li> <li>・職員の感染防止に係る対応</li> <li>・区職員互助会(食堂等の運営事業者を含む)等への情報提供と業務休止依頼</li> </ul>	
経理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者および駐車場利用者への入庁制限・利用制限、感染防止対策等の周知および協力依頼</li> <li>・本庁舎3階に総合窓口の設置およびパソコン等の設置環境の整備</li> <li>・庁舎管理業務等委託事業者への情報提供および事業継続依頼</li> <li>・庁舎内利用制限個所の表示、感染防止措置の実施および庁内消毒の実施</li> <li>・委託契約事業者等への情報提供</li> <li>・来庁者チェック場所(本庁舎3階プラッツァー、第二庁舎駐車場のテント・机等)の設営</li> </ul>	

防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理対策本部の運営支援</li> <li>・防災行政無線の活用による広報</li> <li>・防災伝言板による町会・自治会への情報提供</li> <li>・防災資器材の活用による来庁者チェック場所(本庁舎3階プラッツァー、第二庁舎駐車場)の設営支援</li> <li>・備蓄物資の提供準備</li> <li>・通信機器等の準備</li> <li>・東京都総合防災部とのテレビ会議システムの設置</li> </ul>	
地域活動課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域センターへの情報提供および休止指示</li> <li>・安全パトロール隊による広報活動指示</li> </ul>	
子ども未来事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立幼稚園・保育園、児童センターへの情報伝達・休止指示</li> </ul>	
健康福祉事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内社会福祉施設運営法人等との連絡体制の確保</li> <li>・高齢者・障害者等入所施設運営法人への支援</li> <li>・高齢者・障害者等通所施設運営法人への休止指示</li> </ul>	
品川区保健所 生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ相談センターの設置・運営</li> <li>・医師会および医療機関等との連絡調整</li> <li>・家さん等のインフルエンザのサーベイランスの情報収集</li> <li>・施設等の消毒に関する事</li> </ul>	
品川区保健所 保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者発生時の初動対応</li> <li>・感染状況のサーベイランス</li> <li>・新型インフルエンザ相談センターの設置・運営</li> <li>・国内外の関係機関からの情報収集</li> <li>・抗ウイルス薬およびワクチン関係の情報収集</li> <li>・職員の感染防止策に関する技術的支援</li> </ul>	
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者発生時の初動対応</li> <li>・新型インフルエンザ相談センターの設置・運営</li> <li>・ワクチンの集団接種関係</li> </ul>	
品川区清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への感染防護用品着等々の徹底指示</li> <li>・継続、変更、休止作業の指示および区民への広報活動指示</li> <li>・委託事業者への情報提供および事業継続要請</li> </ul>	
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立小中学校、小中一貫校、すまいるスクールおよび教育センター・図書館等教育関連施設への情報伝達・休止指示</li> </ul>	
その他の部・局・課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員へのマスク等の着用など感染防止対策の指示</li> <li>・所管施設への情報伝達・休止指示</li> <li>・委託契約事業者等への情報提供</li> <li>・窓口業務について、感染防止措置の実施</li> <li>・庁内消毒の実施</li> </ul>	
全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防護用品(マスク等)の着装</li> <li>・勤務場所周辺の消毒実施</li> </ul>	

## (2) 区立学校の対応

品川区教育委員会は、危機管理対策本部の指示および緊急対策等の実施(区立学校については、原則休校措置を行う)に基づき、全校へ休校する旨、指示する。

各学校は、児童・生徒へ感染防止対策(感染の危険性、マスクの着用厳守、不要不急の外出の禁止、多数の者が集まる場所に立ち寄らない等)を指導する。

各学校は、保護者に対し連絡網等を通じて、国内感染者発症の事実や感染防止対策の協力等を求め、家族等にインフルエンザ様の症状がみられる場合は、必ず学校へ連絡することと、家族や子供達の感染防止策の徹底を要請する。

各学校は、休校期間中、教育委員会の指示もしくは学校独自のマニュアルに基づき、在校生等の健康状況等を定期的に把握するとともに、児童・生徒の学習環境や指導等を随時行う。特に、感染に係る情報収集や健康管理対策の確認を徹底する。

各学校は、児童・生徒の毎日の健康管理の状況について、教育委員会を通じて、対策本部へ報告する。

文部科学省および東京都教育委員会から、指示等がある場合は、その指示等に従い対応する。

## (3) 区立保育園・幼稚園の対応

子ども未来事業部は、危機管理対策本部の指示および緊急対策等の実施(区立保育園・幼稚園については、原則休園措置を行う)に基づき、保育園・幼稚園に対して、休園措置をとる旨、指示する。

保育園・幼稚園は、在園児の保護者へ緊急連絡を行い、新型インフルエンザの国内発症の連絡を行うとともに、早期の引渡しおよび緊急対策等の実施について、協力を要請する。

保育園・幼稚園は、休園期間中、在園児の健康状態や感染状況等の確認を定期的実施し、毎日の健康管理の状況について、子ども未来事業部を通じて、危機管理対策本部へ報告する。

保育園について、ライフライン関連従事職員から園児等の保育を求められた場合は、園および人数・時間を限定するなど、感染状況および職員の出勤状況を勘案し、必要最小限の特例保育の実施を検討する。

## 5. 情報収集・発信

新型インフルエンザの発生・感染拡大等において、区が果たす役割は各種対策の推進はもとより、いかに正確な情報提供を行えるかにかかっている。多くの区民が少しでも安心感がもてるような情報発信を展開し、住民の理解を得て対策の不備が発生しないための取組みが重要であり、公平公正な立場を保ち区民の立場・視点にたった対応が求められる、

単に状況報告に終始するのではなく、区民の不安を取り除き安心した対応を図れるよう体制の強化を図る必要がある。

### (1) 基本的な対応

国・東京都や関係機関等が発信する各種情報を入手し、集約と分析を行い、区民の健康を守り被害の拡大を防ぐための情報提供に努める。

いたずらに不安を助長するような情報の氾濫を招くことなく、適切な情報をより効果的に提供する対応を図る。

高齢者や視聴覚障害者等の災害時要援護者にも情報が確実に伝わるように、音声のみだけでなく、

文字や画像でも発信する。

区民が発する貴重な情報をおろそかにせず、迅速な情報の掌握に努め、健康被害の拡大を防止する。

## (2) 情報統括体制

情報発信体制の責任者を広報広聴課長とし、品川区における区民への情報提供、広聴対応および報道機関等の対応については、広報広聴課に一元化する。

感染状況等全ての情報の発信については、危機管理対策本部の指示に基づき広報広聴課長および危機管理室長が連携を図り対応する。

各課で保持する区民への情報提供ツールに係る情報発信についても、危機管理対策本部の指示のもと、統一的な対応による情報提供を行う。

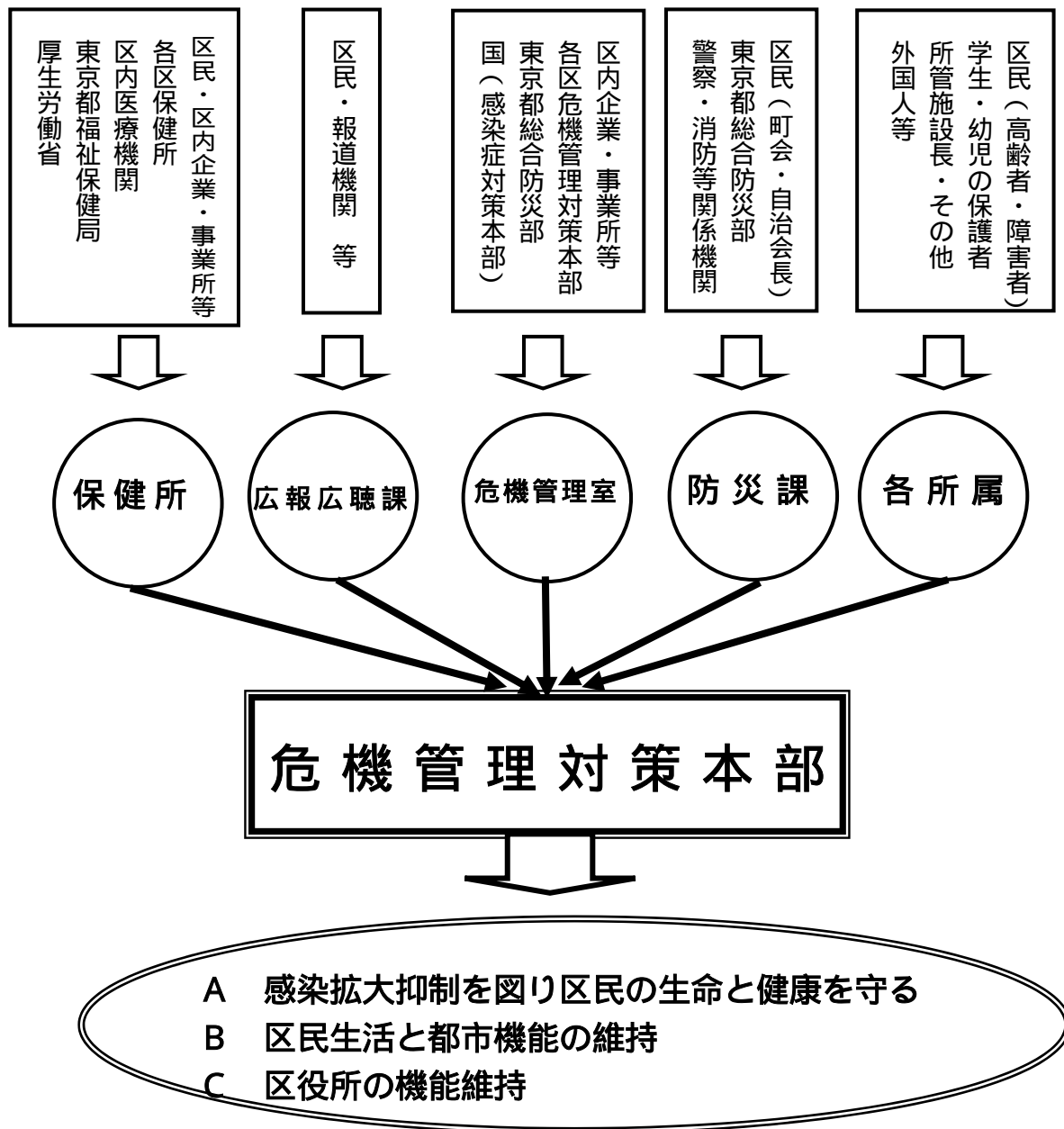
品川区における感染状況や対策の推進状況等に係る外部からの問い合わせ等について、受信した所属は単独での対応は避け、受信内容の記録を行い危機管理室および広報広聴課に伝達しなければならない。

広報広聴課は、新型インフルエンザの発生に係る情報発信について、「品川区緊急時等情報発信マニュアル」に基づき対応する。

## (3) 情報収集体制

新型インフルエンザに関する情報の収集体制を図表 3-6 に示す。各所管課で収集した情報を危機管理対策本部で集約・管理する。

図表 3-6 情報収集体制



**(4) 区民、区内事業所および区職員への周知等**

海外発生期以降、区職員、区民および区内企業・事業所等に対し、新型インフルエンザの発症状況および感染防止対策の重要性等について、ホームページ等を通じ周知する。

主な対応策は、次のとおりである。

区的全課にインフルエンザマネージャーの指定・配置を行う。

国内発生期に備え、国および都道府県が発信する情報を入手し、随時、ケーブルテレビやホームページ、紙媒体(広報紙・ちらし)等により最新の情報や有効な感染防止策等について、区民への情報提供に努める。また、国内発生時以降の集会・イベントの中止、区業務の縮小等について、区の広報車(スピーカー付車両)等も活用し周知する。

区職員に対し、国内発生時以降の業務の縮小・中止等、庁舎施設全般の感染防止対策、衛生管理および入庁制限等について周知する。さらに、業務対応要領、感染防止対策および庁舎内発症者の発生時の対応について確認・周知するとともに、感染防止用品の職員個人用および庁舎配置用等

の配備品を備蓄し、配付する。

ライフライン事業者、警察、消防等各機関と連携し、新型インフルエンザ対策の効果的運用等について、発生時の対応や情報共有について確認を行う。

区内で新型インフルエンザが発生した場合は、国・東京都と随時連携をとりながら、区民への情報提供を行う。ただし、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を控える。

## 6. 職員の服務等

### (1) 職員の勤務の取扱い

新型インフルエンザの発生に伴う、職員の対応および服務上の取扱いについて、図表 3-5 のとおり例示する。実際には、感染状況および性状の変化等をみながら、柔軟に対応する。

図表 3-5 服務の取扱い(例示)

具体的例	職員の対応	職員の服務上の取扱い
職員が新型インフルエンザと診断された場合または新型インフルエンザ様症状を呈している場合	かかりつけ医か住所地の新型インフルエンザ相談センターに連絡のうえ、その指示に従う。所属長へも状況報告を速やかに行う。	病気休暇(診断書の写しまたは治癒証明書の提出必要)または年次有給休暇 職場復帰は、原則として、解熱後3日(解熱日含む)経過した日から
職員と同居する者(家族等)が新型インフルエンザと診断された場合	自宅待機 なお、感染状況により十分な体調管理を行ったうえで出勤可能とする場合もある。	事故扱い(同居する者の診断書の写しまたは治癒証明書の提出必要)または年次有給休暇 体調管理を徹底して出勤可能とする場合は事故扱いとしない。
職員と同居する者(家族等)の通勤・通学(通園)する会社や学校等に感染者が出た場合等で、同居者が新型インフルエンザ様症状を呈している場合	自宅待機(出勤自粛を要請) なお、感染状況により十分な体調管理を行ったうえで出勤可能とする場合もある。	年次有給休暇 出勤する場合は、所属長の指示により十分な体調管理に努める。
海外への渡航	自粛要請。 渡航した場合は、帰国後1週間は、毎日朝夕2回検温し、体調管理に努める。	

### (2) 職員が発症した場合の具体的対応

職場において発症した場合

職員が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合、各課のインフルエンザマネージャーは、所属職員へ指示し、感染予防ベッドを常備している第二庁舎8階保健室(発病者隔離室)へ当該感染者を迅速に移動・移送し、医師等の指示を受けるなど必要な対応を行い、他職員・来庁

者への感染を防止しなければならない。

職場外で発症した場合

職員が、職場外において、体調不良となった場合またはインフルエンザ様症状を発症した場合は、速やかに居住地の新型インフルエンザ相談センターに連絡するとともに、所属のインフルエンザマネージャーへ電話連絡を行い、状況を報告するなど適切な対応をしなければならない。

### (3) 新型インフルエンザ対策実施に伴う服装等

対策実施に伴う服装は、大規模災害時と同様の対応を図るため、原則として、全職員が防災服を着用する。

感染拡大など状況が大規模化した場合や、帰宅をとりやめ庁舎内にとどまることが感染防止上有効である場合などに備え、各職員は、最低3～5日分の身辺用品(シャツなどの下着類、洗面道具、タオル、常備薬等)を準備する。

対策期間中の食料等については、災害備蓄品を優先的に供給するとともに、庁舎食堂運営事業者との、「危機管理対策時等には営業時間に係らず食堂の営業を行うことができる」旨の覚書に基づき、食事の提供等を実施する。

### (4) 職員の宿泊対策

新型インフルエンザ対策で、医師・保健師等業務上宿泊が必要となる職員等のために、第二庁舎7階和室等の転用および区民住宅ファミリーユ西品川の1室を確保している。さらに、不足する場合は、災害対策用待機寮および区民住宅等の空室を活用する。

## 7. 区関連施設・指定管理者施設の対応

- (1) 各施設長および管理者は、危機管理対策本部の指示に基づき、施設の休止措置を実施する。また、関係先や利用者に対し、状況説明および感染防止のための協力を要請する。
- (2) 施設休館後は各施設設備の維持管理やシステムの維持管理および電話等の問い合わせ等に対応する。また、施設所属職員に対して、職員数が不足した課および新たな対応事務等への支援要員として危機管理対策本部から派遣要請を行う場合がある旨周知する。

## 8. 庁舎内各施設との連携対応

庁舎内の東京法務局品川出張所、品川都税事務所および第二建設事務所と連携し協力体制を図る。また、新型インフルエンザ発生後の感染状況等に関する情報については、随時、相互に情報交換を行う。

## 9. 委託事業者等への協力要請

区の様々な業務を支える建物の設備管理、清掃・警備業務や各種情報システムの維持管理などについては、専門の事業者へ委託して実施しており、パンデミック期においても、その業務が確実に遂行できる体制を確立することが重要である。

このため、委託事業者に対し、従事職員の感染予防の徹底を図ることおよび各種業務の遂行に必要な資機材や消耗品のリストアップとそれらの計画的な備蓄(備蓄スペースの確保、資機材搬送体制の整備等を含む)を要請する。

また、各事業者がBCPを策定するよう、企業向けBCP策定のための講習会・研修会の開催や専門機関の紹介、相談体制の整備など必要な支援策を講じていく。

## 10. 庁舎内のごみの回収

職員および来庁者が使用したマスクやティッシュペーパー等については、感染の恐れのあるものが混ざっている可能性があるため、清掃委託事業者等が安全に回収できるよう、二重のごみ袋で包んだ上で廃棄する。この感染の恐れのあるごみ等については、第二庁舎1階に専用廃棄場所を設置し、清掃委託事業者等による回収を実施する。

## 11. 備蓄品

区が備蓄する主な感染予防品(抗ウイルスマスク、消毒液)は図表 3-7 のとおりである。これら備蓄品の必要量、在庫状況等は適宜見直すものとする。

図表 3-7 備蓄品リスト

品名	規格等	必要数量	備考
抗ウイルスマスク	サージカルマスク	30万枚	職員用および医療機関支援用等
手指消毒液	1リットル入り	300本	庁舎・施設感染予防用(年間分)
ギガホン	手ぶら拡声器	100台	飛沫感染防止用
感染予防ベッド	保健室常備	2台	庁舎内での発症者用
納体袋		400袋	感染による死亡者用(東京都の備蓄を含む)

常時備蓄を必要とする量を例示したもので、マスク・消毒液については、この数量を下回った場合には適時補充する。

## 第4章 業務選定

### 1. 業務選定基準

区の業務を次の4段階(A, B, C, D)で評価し、緊急時優先業務を選定する。

- (1) 「A 新たに発生する業務」…新型インフルエンザ発生の際、応急的で必要不可欠な業務をいう。
- (2) 「B 継続業務」…区民の生命と健康を守る必要不可欠な業務や、区民生活の維持に関わる業務等一時停止が困難な業務で、新型インフルエンザ流行時にも継続をしなければならない業務をいう。
- (3) 「C 縮小業務」…新型インフルエンザ発生時に停止が可能な業務をいう。
- (4) 「D 休止業務」…新型インフルエンザがまん延した場合などに休止することが可能な業務をいう。

以上のA、B、C、Dの選定基準および主な業務内容・項目等を図表4-1に示す。なお、「A 新たに発生する業務」および「B 継続業務」を「緊急時優先業務」とする。

各課別の事業継続内容は、「資料1 各課別事業継続計画(概要)」に示す。

図表 4-1 業務選定基準および主な業務項目・対応等

内 容	主 な 業 務 項 目	主 な 対 応
<b>A</b> 緊急時優先業務 新たに発生する業務 ・感染拡大防止策、区民等への迅速かつ正確な情報提供や相談窓口など新たに発生する業務	(1) 新型インフルエンザ相談センター業務 (2) 区の各種業務に対する問い合わせ (3) 来庁者および職員の感染防止対策 (4) 職員の勤務管理対策 (5) 要支援高齢者等への生活支援業務 (6) 緊急時の埋火葬に関する業務 など	新型インフルエンザに関する相談および来庁者の感染防止などを重点とした対策を実施する。
<b>B</b> 緊急時優先業務 継続業務 ・区民生活や都市機能の維持および区役所の機能を維持するため必要な業務 ・休止すると重大な法令違反となる業務	(1) 庁内基幹系情報システムおよび住民基本情報システム (2) 広報広聴業務、会計関連事務 (3) ごみ処理業務、埋葬・火葬許可業務 (4) 感染症等の疫学調査 (5) 高齢者等福祉施設(入所施設)運営 (6) 保健医療業務、介護支援 など	区民生活の維持および区の事業継続に最低限必要な業務を継続して実施する。
<b>C</b> 縮小(取扱変更)業務 ・区民生活に必要な業務であるが、対応や処理方法等を変更・工夫して実施する業務	(1) 各種窓口業務(住民登録関係、各種証明関係など) (2) 各種給付・補助事業 など	電話・FAX・メールによる対応を主として行う。

D 休止業務	・文化・スポーツ施設等多数の人が集まる場所の提供およびイベント等の事業 ・直接接触することにより感染の危険度が高い業務	(1)地域センター・区民集会所 (2)区立保育園・幼稚園・小・中学校・小中一貫校 (3)児童センター、すまいるスクール (4)図書館・体育館等文化スポーツ施設、集会施設 (5)高齢者・障害者等福祉施設(通所施設) (6)緊急性を要しない管理・調査、一般工事 など	原則、一定期間休止する。連絡および施設管理要員等の職員等のみ配置する。なお、保育園については、縮小し継続する場合もある。
-----------	--	--	--

## 2. 各業務の対応期間

発生段階に応じた具体的な対応を例示すると図表 4-2 のとおりである。

縮小・休止業務については、新型インフルエンザウィルスの感染力、病原性および治療薬の有効性、さらに職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に実施する。具体的には、各部・事業部ごとに定める。

図表 4-2 発生段階に応じた対応(例示)

業務区分		業務名	発生段階に応じた区分				
			発生前期	海外発生期	国内(都内)発生期	パンデミック期	流行終息期
通常業務	緊急時優先業務	新たに発生する業務 危機管理対策本部の運営・感染予防策の周知等		—————▶			
	継続業務	入所施設の維持・各種システムの維持など	—————▶				
	縮小業務	窓口業務等	—————▶			====▶	
	休止業務	文化・スポーツ施設の運営等	—————▶		====▶		.....▶

—————▶ ……継続業務

====▶ ……縮小業務

.....▶ ……休止業務

(参考: 資料2 新型インフルエンザ(弱毒性)感染者が区内発生した場合の対応について(平成 21 年 5 月)、  
資料3 新型インフルエンザ様症状発症時の保育園・学校等の対応について(平成 21 年 7 月))

## 第5章 事業継続のための環境づくり

### 1. 職員の感染予防対策

区政の業務を継続していくためには、業務を継続するのに必要な職員が出勤できることが不可欠であり、執務中の感染の可能性を減らし、可能な限り職員が新型インフルエンザに感染しない対策を実行する。

#### (1) インフルエンザマネージャーの対応

毎日、保健所より発信される新型インフルエンザ発生状況を確認し職員に周知する。

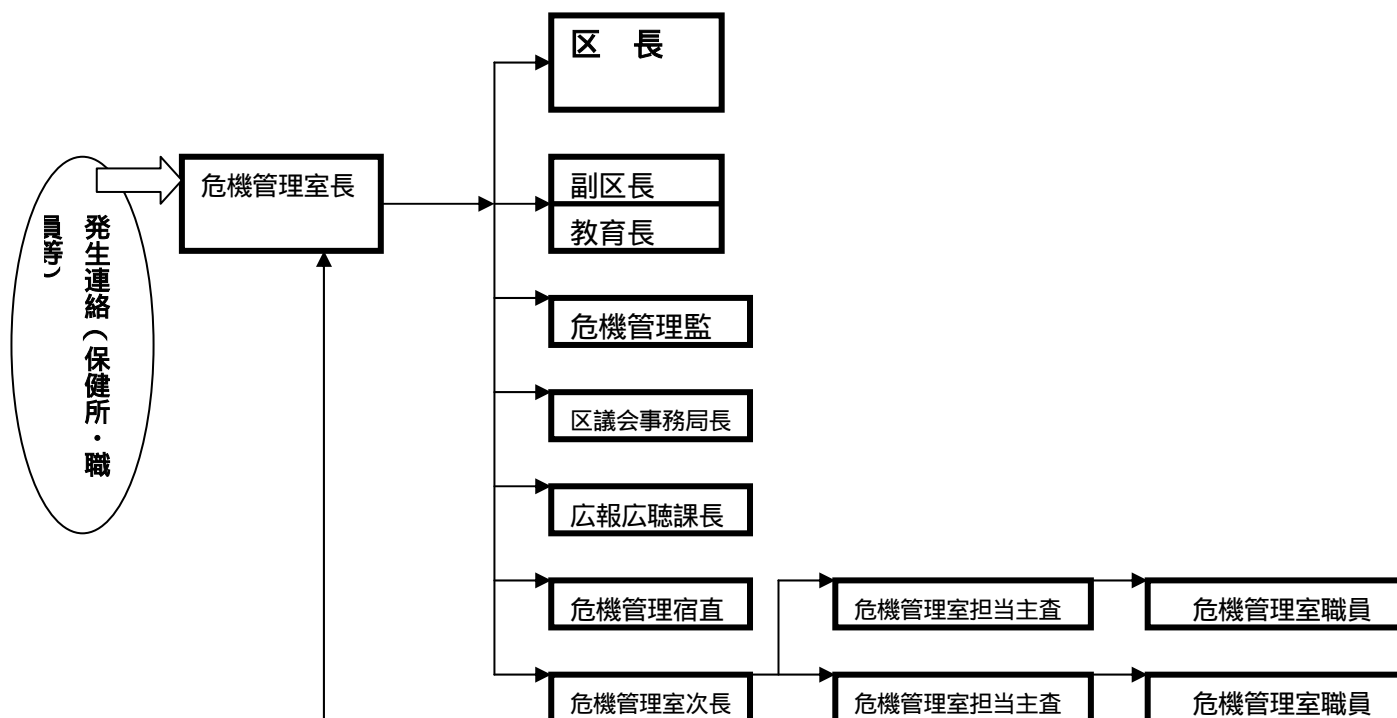
職員に新型インフルエンザ教育を行う。(感染症に対する基礎知識、感染を広げない方法等)

あらかじめ作成した緊急連絡網(具体例・図表 5-1)にもとづき、職員と確実に連絡が取れるようにする。

- 1) 発病者が出た場合には一定期間、自宅待機中の当該職員の健康チェックを行う。
- 2) 流行地域へ渡航した者がいた場合、決められた期間自宅で待機するよう指導する。
- 3) 職場に十分な量のティッシュペーパー、消毒薬、サージカルマスクを確保するとともに、定期的に点検・確認等の衛生管理を行う。
- 4) 患者発生後は、1日2回以上の定期的な体温測定を指導する。
- 5) 発熱患者が出た場合には、対策本部の対応指針に従う。
- 6) 事前に指定された発病者隔離室および接触者問診室への患者誘導ルートを決定する。

(参考:資料4 新型インフルエンザ流行期のインフルエンザマネージャーの手引き(平成21年6月))

図表 5-1 緊急連絡網の例(総務部危機管理室)



最後に連絡を受けた職員は、危機管理室次長へ連絡完了の報告を行う。室次長は、連絡完了後、危機管理室長へ完了報告を行う。

## 2. 庁舎機能維持

感染リスクの高い区役所業務における外来者と職員の接触を制限するため、区の業務を本庁舎および第二庁舎(防災センター)に集約する。その際の、庁舎の利用制限および来庁者の入庁制限の具体的対応は以下の通りである。

- (1) 庁舎の入口については、本庁舎3階正面入口および第二庁舎1階駐車場入口に限定する。
- (2) 庁舎内は、感染対策期間中、一般来訪者の立ち入り禁止区域を設ける等利用制限を実施する。  
(参考: 資料5 新型インフルエンザ国内発生時の庁舎管理対策レイアウト図)

図表 5-2 庁舎の利用制限(具体的対応例)

区 分	内 容	
利用できない または休止 する施設等	庁舎関係	本庁舎、第二庁舎および第三庁舎の一部 庁舎会議室および屋上
	施設・設備	防災シアター、食堂、売店、理髪室
	その他	各階フロアについては、階段およびエレベーター付近から一定距離以外は来庁者の立入りを不可とする。
その他	来庁者は原則として、指定された入口(本庁舎3階プラッツァーおよび第二庁舎1階駐車場入口)からの入庁とする。入庁後は、区職員の指示およびあらかじめ指定された動線に沿った移動を行うよう促す。	

図表 5-3 来庁者の入庁制限(具体的対応例)

	対 応 内 容
入庁チェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎3階プラッツァーおよび第二庁舎1階駐車場入口部分に簡易テント等を設営し、入庁時の体調チェック等を実施</li> <li>・区職員が、マスク、フェイスシールド、感染防護衣を着用して、来庁者に対応</li> </ul>
庁舎外での対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁した区民に対し拡声器等を活用し、感染防止対策実施中であることを広報</li> <li>・健康状態の確認、マスクの着用、手指消毒の実施</li> <li>・来庁目的・用件、所管課等の聴取・確認</li> <li>・該当する所管課へ連絡、担当職員が対応可能であれば、来庁者へネームプレート着用のうえ指定入口から待合エリアへ誘導</li> </ul>
来庁者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者は、周囲2m以上の間隔を設けた待合エリアで待機</li> <li>・担当係員が対応可能となった時に指定のカウンターへ誘導</li> <li>・対応が終了した後、動線に従い職員庁舎外へ退出を誘導</li> </ul>

担当職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者がある旨の連絡を受けた担当職員は3階総合受付カウンターへ移動</li> <li>・担当職員は、個別の防護用品(マスク、フェイスガード)を着用</li> <li>・受付カウンターは必要に応じ透明アクリルボード等で遮蔽</li> <li>・来庁者へ郵送等の対応の検討依頼(緊急時継続業務を優先)</li> <li>・対応後、カウンターや手などを触れた場所および来庁者用ネームプレートを消毒</li> </ul>
---------	--

配備用品の例:区民用サージカルマスク、非接触型体温計、手指消毒用アルコール、ティッシュ、通信機器(無線電話、PHS等)、拡声器(ギガホン・トランジスタメガホン)

### 3. 人員の確保

#### (1) 通勤方法・時間の変更等

新型インフルエンザ流行時は多くの職員が感染することが予想される。特に公共交通機関による通勤時の感染リスクは高いと想定されていることから、従来の出勤方法とは違った通勤手段を確保する必要がある。区では、以下の方法により勤務職員を確保する。

通勤方法の変更またはフレックスタイム制による出勤の確保

徒歩、自転車、バイクおよび自家用車による通勤方法の変更は、事前の申請・承認により認める。また、出退勤時間を必要に応じ変更できるよう、臨時のフレックスタイム制勤務の導入を検討する。

職員用駐車場の確保

職員を確保するため、必要な職員については、通勤方法を変更し車両による通勤を認める。当該職員が、自家用車により通勤を行う場合、駐車場所については、区内の小中学校等の校庭を一時駐車場とするなどの対策により、駐車場所を確保する。なお、確保した駐車場については、近隣の病院・医師会、警察・消防、電気・ガス・水道関係職員等ライフライン関係機関への貸出も実施する。

#### (2) 応援派遣の実施

新型インフルエンザ発症後の感染拡大期においては、職員の罹患状況等により大幅な職員の減が見込まれる。新たに発生する業務等への支援を円滑に行うため、事前に割振りを行う。

なお、専門知識が必要となる業務の職員(特別な資格や技能を有する職員等)については、可能な限り代替性を高めるため、スキルの標準化、他の職員への教育訓練を図る。

各所属長は、感染拡大期において、所属職員が罹患することにより、継続業務に支障が生じる場合は、各部長・各事業部長を通じ危機管理室へ速報する。

危機管理監は、危機管理室長および人事課長と協議し、職員の兼務発令の可否を検討し、本部長決定の上、職員の不足が生じている所属へ職員の応援派遣等を実施する。

各所属長は、応援派遣職員等の受け入れに備え、事前に担当職務の事務処理マニュアルを作成する。

応援派遣指示を受けた職員は、速やかに指示された所属へ出向き、必要に応じ研修を受講した後、指定された業務を処理する。

応援派遣を受け入れた所属長は、所属職員と同様に、派遣された職員へ感染防止措置を取らせるとともに、所属の感染防止対策・衛生管理について説明する。

### (3) 応援派遣職員の確保

本庁舎内勤務職員等の応援派遣職員の確保

各所属長は、所属職員の勤務経歴、取得資格、特殊技能等の保持状況等を把握し、応援派遣要請があった場合は、所属職員の中から適性を判断し、適切な職員を派遣する。

応援派遣職員の事前指定

休止施設や業務を縮小する施設から応援派遣職員を確保し、新たに発生する業務に職員を応援派遣するための準備を各職場において取り組む。対象となる所属長および施設長は、算出基準に基づき、対象職員に対し事前に派遣先、業務内容等を周知する。

応援派遣職員の動員・配置計画

応援派遣職員の動員・配置基準は、図表 5-4 のとおりとする。具体的な欠勤率および感染状況に応じた動員・配置計画は事業部ごとに別に定める。

(参考: 資料7 新型インフルエンザ対策代替応援職員動員・配置計画概要版(平成21年10月7日))

図表 5 - 4 応援派遣職員配置基準

	本庁舎・各施設等	応援派遣職員準備数	応援派遣先・対応内容
算出基準	基準1: (配置職員数 × 60%) - 2名 = 応援派遣可能職員数 基準2: (配置職員数 × 60%) - 3名 = 応援派遣可能職員数 (「配置職員数」は、課単位もしくはセンター、園等の施設単位とする。)		
1	本庁舎 事業部、部、事務局等	基準1もしくは基準2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の業務で不足が生じた事業部・課等</li> <li>・危機管理対策本部応援派遣要員</li> <li>・保健所の運営支援</li> </ul>
2	地域センター	基準2 品川 1、大崎1、大井1、荏原1・4、八潮の地域センター ----- 基準1 品川2、大崎2、大井2、3、荏原2、3、5の地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍関係、税金関係等窓口業務の応援派遣要員</li> <li>・保健所の運営支援</li> </ul>
3	保育園	基準2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の保育園の応援要員</li> <li>・保健所の運営支援</li> </ul>
4	児童センター	基準2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理対策本部応援要員</li> <li>・保健所の運営支援</li> </ul>
5	図書館	基準2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局内応援要員</li> <li>・危機管理対策本部応援要員</li> </ul>
6	区立小・中学校、幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員については、児童・生徒の学習指導・健康確認等の対応</li> <li>・職員については、施設管理等の対応</li> </ul>	原則応援要員としない。

## 第6章 ライフラインの確保等

---

### 1. ライフライン確保対策

---

#### (1) 情報システム

新型インフルエンザなどの感染症が流行することにより、多くの区職員やシステムの保守運用業者が出勤できない状況になると、システムの運用に影響が生じて業務が滞るといった事態も想定される。区はこのような事態においても、区民の安全確保、社会生活の維持など重要な業務を継続しなければならない。情報システムは、これらの業務を円滑に継続して実施していくためのツールとして欠かせないものとなっており、緊急時においても稼働していることは極めて重要である。

新型インフルエンザが感染拡大し被害を受けた場合や震災が発生した場合など、区で運用されている重要な各業務システムをできる限り中断せず、中断した場合は早急に復旧させるための指針として、平成22年3月に「情報システムの業務継続計画(ICT - BCP)」を策定した。この計画にもとづき、新型インフルエンザ発生時の具体的対策を進めていく。

なお、各情報システム設置状況や設備・体制などの課題を踏まえ、引き続き検討や調整、改善をしていく。また、時代とともに大きく変化していく技術や環境への対応とともに、事業継続を想定した情報システムの構築および運用を実施していく。

#### (2) ごみ処理・収集業務、道路維持管理等業務

ごみ処理については、環境衛生の保持のために万全を期して行わなければならない業務であり、収集・処分を滞留のないようにしなければならない。新型インフルエンザが感染拡大すると、ごみ処理に従事する職員の不足による処理の遅れ、それによるごみの滞留等が懸念される。区としては、応援派遣等による職員の確保、委託事業者との連携、清掃工場の稼働の確保等により、ごみ処理業務を緊急時優先業務として円滑に実施していく。

道路維持管理については、区として、区道の管理、道路付帯施設の整備・維持などに取り組むが、職員の出勤状況により、委託事業者と連携し、優先的に対応すべき業務を判断し対応していく。

上下水道、電気、ガス、通信施設の運営および国道・都道の維持管理等ライフラインの維持についても、区民生活を維持するうえでそれぞれ重要な業務である。新型インフルエンザが感染拡大し、職員の不足のため機能が縮小・停止等することにより、区民生活に支障が生じないよう、国、東京都および各事業者等と連携し、区として可能な範囲で支援していく。

具体的な支援策としては、ライフライン従事職員が自家用車で出勤する際の駐車場の提供、職員に保育園児等がいる場合の特例保育等の実施等が想定される。

### 2. 埋火葬対策

---

#### (1) 埋火葬対策における基本的考え方

区は、東京都および関係事業者と相互に連携・協力し、関係法令等に基づき、新型インフルエンザにより死亡した者に対し、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体からの感染を防止しつつ、速やかに火葬ができる体制を構築する。

区として、次の役割を担うものとする。

埋火葬許可証の迅速な発行・関係事業者との連携

近隣火葬場および民間火葬場との連携・協力(図表 6-1 参照)

関係事業者の BCP 策定への支援(都と連携)

## 納体袋の備蓄

### (2)対象

原則として、区民が新型インフルエンザに感染し死亡した場合に対応し、新型インフルエンザ以外の死亡原因であれば対象外とする。

### (3)事務手続きの迅速化

区は、医療機関および葬祭事業者等と連携を図り、死亡診断書を受けた後の事務手続きの迅速化を図るため、埋火葬許可証の発行に当っては、「一類感染症等」と明記する。

図表 6-1 区内および近隣の火葬施設の状況

名 称	所 在	火葬炉 数	稼働時間	備 考
桐ヶ谷斎場	品川区西五反田 5-32-20	12 機	9時から17時	民間事業者による運営
臨海斎場	大田区東海 1-3-1	8 機		品川、港、大田、目黒および世田谷の各区で共同運営

#### 墓地・埋葬法等に関する法律【第3条】

埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行ってはならない。但し、妊娠7箇月に満たない死産のときは、この限りではない。

#### 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律【第30条3項】

一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある死体は、二十四時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

## 第7章 効果的な運用体制

### 1. 継続的改善

本計画の実効性等を維持・向上させる観点から、新型インフルエンザに関する国および東京都の計画やガイドライン等の見直し、実際に新型インフルエンザが発生した場合の事業継続計画発動のタイミングにおいて、新たな知見や情報等を適宜入手し、必要に応じて計画を見直していく。

また、人事異動や組織改正、業務の改廃・変更など事業継続上の課題等が生じた場合も、必要な対応策を検討し、適宜、本事業継続計画もしくは各課のマニュアル等に反映していく。

### 2. 教育・訓練

新型インフルエンザ発生時における事業継続を実践するためには、全職員が事業継続の重要性を共通の認識として持つことが重要である。このような観点から、インフルエンザマネージャー研修等の様々な研修や訓練が不可欠である。実際の発生を想定した訓練を日頃から行うことが大切であり、スムーズな対応をとれるように準備する。

[想定される職員向けの研修や訓練]

- ・庁内(職員又は来庁者)で発症者がでた場合の対応・移送訓練
- ・危機管理対策本部開催時の電話会議システム運用訓練
- ・総合窓口設置運営訓練
- ・応援職員動員・配置計画のシミュレーション など

### 3. 業務継続マネジメントシステム(BCM)による事業継続計画の推進

本計画に基づいて緊急時優先業務を効果的に遂行するためには、継続的な取り組みが有効である。その手法のひとつにマネジメントシステムがあり、図表 7-1 に示すように PDCA サイクルによって事業継続計画を管理、運用する業務継続マネジメントシステム(BCM)として推進していくことが必要である。

今後全庁的にマネジメントシステムとして運用、推進していくために検討していく必要がある。

図表 7-1 業務継続(BC)の PDCA サイクル

